

令和7年度 第2回安芸太田町上下水道料金審議会 会議録		
開催年月日	令和7年10月3日（金）	
開催場所	安芸太田町役場 本庁2階 大集会室	
開会・閉会日時	開 会	令和7年10月3日（金）午後2時00分
	閉 会	令和7年10月3日（金）午後4時00分
出席・欠席委員	出席委員	伊藤敏安・清水聰行・田邊雅代・木下博志・小笠原晋 大倉啓司・片山豊和・二見吉康・影井伊久美・津田 宏
	欠席委員	—
事務局	副町長 木村 富美 総務課主幹 郷田 亮 建設課長 武田 雄二 課長補佐 佐々木 浩吉 企画員 片岡 淳 係長 栗栖 祐二 主任 池野 優子 主事 富岡 拓海	
審議事項	(1) 安芸太田町簡易水道の経営状況 (2) 今後10年間の財政推計 (3) 一般会計繰入金の考え方 (4) 水道料金の改定	

令和7年度 第2回安芸太田町上下水道料金審議会（主な意見）

日時：令和7年10月3日（金） 14:00～16:00
場所：安芸太田町役場本庁2階 大集会室

1 開 会

2 あいさつ

●主な意見等

【安芸太田町簡易水道の経営状況】

(委員)

料金回収率を改善することと漏水を改善することに繋がりはあるか。

(事務局)

料金回収率は、給水原価／供給単価で算出されるもので漏水を減少することで改善するものと考えている。

(委員)

漏水を改善することで水を作る量が少なくなるので、薬品費などは少し抑えられ、多少は給水減価が安くなるということは考えられる。結果として料金回収率が少し改善されることはあるが、影響が大きいものは施設を作った時の減価償却となる。

そのため、漏水を見つけて慌てて管を更新することで、減価償却費が高くなり、給水原価が上昇する要因にもなることから、老朽管は更新しないといけないが、漏水を減少するための方法も十分に検討が必要となり、その辺りが難しいところである。

【一般会計繰入金の考え方】

(委員)

収益的収支3条予算について、一般会計繰入金の基準内は3%ぐらいしかないが、この他はないのか。総務省の基準があるかと思うが、これ以上増やすことができないものか。

(事務局)

現状は建設改良費による利子が基準内として位置づけられている。

この他、基準内繰入れのうち、高料金対策に要する経費が料金改定を行うことにより対象とすると考えられており、基準にある供給単価を2円/m³以上上昇すれば、基準内繰入と位置づけられ、その経費について、財政措置を受けることができるようになる。

(委員)

高料金対策に要する経費について、供給単価が上がれば繰入額や財政措置額が増えるということか。

(事務局)

まず、供給単価が上がることで、一般会計繰入金の内、高料金対策に要する経費分が基準内の繰入れとして水道事業会計で受けられることになる。それを繰出す側の一般会計としては基準内に位置付けられることで、交付税措置を受けられることになり、町全体で見ると、水道事業会計への繰出しに対して財源措置が得られるようになるとということである。

(委員)

つまり、料金改定することによって、給水収益が増える。その結果として、高料金対策に要する経費分、基準内の繰入れが増えて、その部分は交付税措置を受けることが可能となり、基準外の繰入れが圧縮できるということだろう。

減価償却費と企業債利息等で計算される資本費が上がれば、この繰入額が増え、それに合わせて交付税措置額は増える要因にはなるが、料金改定により供給単価が上がれば上がるほど、基準内の繰入額が増えるかということ、必ずしもそうではない。現状では、約 1,000 万円が基準内の繰入れに位置付けられることになると見込んでいる。

【水道料金の改定】

(会長)

料金改定のポイントは 3 つで、一つ目は、現状のままでは収益はどんどん低下していくが、出していくお金は横ばいか少し大きくなり、その差はどんどん開いていく。これをいかに縮めていくかということになるが、一度で縮めるには現在の料金のほぼ 2 倍の約 6,200 円になってしまないので、料金回収率の全国平均並み（簡水事業）の 60% にしようすると、約 4,200 円に抑えられる。

次に、料金の引き上げ方で一度に 4,200 円まで引き上げるのか。やはり色々な負担がかかってしまうので、2 回に分けてはどうか。

最後に基本料金と従量料金の考え方を、一人暮らしの世帯等に配慮して、考えてはどうか。

この 3 点について、それぞれの立場、生活実態に照らし合わせて、意見があればお願いします。

(委員)

料金を上げていかないと経営が破綻していくのは理解できた。

一人暮らしや高齢者世帯が多い状況があり、あまり水を使用されない世帯と多く使用される世帯があると思うが、その割合もイメージが湧かないで、次回の審議会では資料を準備しておいてほしい。

また、水道料金の請求は2か月に一回だが、検針などの費用がかかると推測されるが、支払う方からすれば毎月で支払う金額が少ない方が良いと思う。1か月単位で料金が上がるとなれば、2か月分まとめて料金が上がることになるし、水道料金は奇数月の支払いなので、年金生活の方からすれば、偶数月に年金の収入があり、一番お金がない時に請求が来ることとなり、所得も含めてこの辺りの資料準備をお願いできるか。また、その辺りへの配慮も必要かと思う。

(委員)

ひと月 20 m^3 での計算であったが、1世帯でどのくらいの水量を使うのか調べてみたら、使用量には幅はあるようだが、3人で 20 m^3 程度のようだ。

(会長)

今後、基本料金と従量料金を考えていく時に、もちろん収益を確保していかなければいけないが、一人世帯などへ配慮はある程度考えていいかないと伺った。

(事務局)

水道料金の請求について、2ヶ月に1回というのは全国的にも多いと思うが、例えば、検針や料金請求にかかる人件費、郵送費等の経費を削減して、結果として水道料金を抑えているということでもある。

ただし、年金の支給月と請求月をどうするのか検討の課題ではあると考えている。

それから、水道料金と所得というよりかは家族構成にもよるものがあり、本町では、空き家が結構ある。空家の場合、たまに帰ってくるので契約はしている。そうすると、使用水量がすごく少くなり、高齢者の一人暮らしや空家が多いところでは使用水量が少なくなるという特性があるかと考えられる。

(委員)

私も調べてみたら、一般的に一人世帯では、ひと月当たり 7 から 8 m^3 くらいの使用になるようだ。

一つの案ではあるが、基本料金を 10 m^3 と 8 m^3 にした時に料金がどのくらいの差になるのか。1か月の基本水量が 8 m^3 の市町もあるようなので、試算の参考にしてもらえばと思う。システム改修費用等もかかるようではあるが、この度 600 円上げるとした場合でも、一人暮らしの世帯の方は現行の $3,000$ 円と変わらない金額になるかもしれない。

(委員)

料金改定の比較について、3つのパターンが示されているが、それぞれの人口が減っていくこと、料金改定が反映された試算であるということか。

(事務局)

同様の内容で試算している。

(会長)

今回はトータルで $4,200$ 円になるということで試算されているもので、次回細かい

試算の中で経費が高くなることもあり得るだろう。幾つかのパターンで提案してもらえばと思う。

(委員)

参考に料金改定に係るシステム改修費が1回あたりどのくらいかかるのか。

(事務局)

現状把握できていないため、確認しておく。

(委員)

水道の料金の県内市町の比較について、基本料金での比較はどうか。

(事務局)

基本料金は市町毎で異なり、基本水量、業務別料金などあり、必ずしも基本料金だけでは比較できない状況がある。基本水量がなく使っても使わなくても基本料金はかかるという市町もある。

(委員)

例えば、基本料金はあるが、その中に基本水量がなく、1m³でも使えば使うほど上乗せするという仕組みの市町もある。また、基本水量を5m³や7m³にしている市町もあり、比較は難しく、そのため20m³使った時にどのくらいの金額かという比較を出しているのだろう。

(事務局)

資料では県内合併5町の平均の料金を示しているが、どの町も基本水量は設定しているが、中にはメーター使用料は徴収しておらず、その部分は基本料金に含めて基本料金を設定している。

説明したとおり、今後は本町もメーター使用料を基本料金に含めた口径別的基本料金にする案としてお示しさせてもらっている。

(会長)

全国的な傾向として、基本水量の区分をなくすところが増えているのでは。

(委員)

基本水量をなしとする、もしくはかなり減らしているというところが増えてきている。

(委員)

議会でも話があったが、低所得者に向けた配慮というので、企業会計では減免措置が難しいと聞いている。一人暮らし世帯で急激に料金が上がるとは想定はしていないが、何か町の方で考えることはできないものか。

(事務局)

低所得者への配慮については、町内には簡易水道を使っている方だけでなく、地域での水道組合や戸別の井戸水を使われている方もあり、低所得者に対する公的補助はなく、公平性という意味では、企業会計である簡易水道事業に対してだけ町が負担す

ることは難しいかと考えている。

(会長)

今回の提案は、まず 1 点目、料金回収率を全国平均の 60%に維持して、あくまで概算ではあるが料金を 4,200 円にアップする。

それから 2 点目、一度に 4,200 円まで上げるのではなくて 2 回に分けて上げていこうということ。

(事務局)

料金回収率については、現在 57%で、これを 10 年後まで 60%を維持するという意味であり、大きなことではないように見えてしまうかもしれないが、このままでは 10 年度には 40%となり、料金で半分も貰えない状況になるという前提で考えてもらえばと思う。

(委員)

水道を利用する立場からいえば、回数が多く少しづつ上がる方が少しは我慢ができるかもしれないが、システム改修費が、例えば 1 回で 100 万円なのか 5,000 万円なのかということも判断材料になると思うので、次回教えてもらいたい。

(委員)

料金については、2 段階の改定で良いかと思う。

ガス料金も基本料金と超過料金で水道料金と同じ考え方である。ガス料金も仕入れ値があり、必要に応じて値上げされている場合もある。基本料金は大事で、同じ使用量で同じ料金設定でも基本料金を幾らかにするかで使用量が多い人と少ない人への負担は変わるとと思う。

ガスの場合、空家はリスクも多く費用も掛かる状況もあり、極力減らしていきたいと思う。逆にそういう所からは料金で回収して、多く使うお客様の負担は下げるという考えもあっても良いかと思う。

(委員)

料金を決めることで色々なことがあり、非常に難しいことだと思うが、安芸太田町では高齢者も多く、その負担は減らしていくべきなのか、ただ、その中で収入は増やしていく方が良いとは思う。

以上